

学術集会・地方会学術集会の発表演題における倫理的配慮について

近年医学研究は幅広いものとなり、それに伴って様々な倫理的問題が発生しております。超音波医学の研究領域も、新たな造影剤の出現、治療法の開発などと共に、大きな広がりを見せており、それにつれて今後の研究成果発表が多様になって行くことが予想されます。

これらの研究成果を、本会学会誌「超音波医学」へ発表する場合には、その投稿要項中で、「倫理規定について、臨床例（臨床材料）を対象とした実験的研究においては、各施設の倫理委員会の承認および被検者からの informed consent を得ている旨を、「対象と方法」に記載すること」が求められております。一般社団法人日本超音波医学会では、この規定は、本会の発行する雑誌に掲載する論文のみでなく、主催する学術集会、地方会学術集会の発表にも適応されるべきものと考えます。

つきましては、今後開催される学術集会、及び地方会学術集会で行われる研究発表につきましても、演題申し込み時に倫理的な配慮がなされている事をご確認いただきますように、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 19 年 7 月

一般社団法人日本超音波
医学会

理事長 千田 彰一

倫理委員会

委員長 跡見 裕